

明治二十三年二月出張裁判ニ関スル令訓集

居 石 正 和

本稿は、松江地方裁判所管内雲南簡易裁判所に保管されている「明治二十三年二月 出張裁判ニ関スル令訓集」と題された簿冊の紹介である。本史料は、今市治安裁判所掛合出張所が、出張裁判に関する伺・指令を筆写し、編綴したもので、治安裁判所及び区裁判所に設置された出張所の訴訟事務の一端を明らかにするものである。

明治二一（一八八八）年九月一五日、勅令第六四号により、治安裁判所に出張所が置かれることになった。^①これをうけ、同年一〇月一九日には司法省令甲第一号が公布され、治安裁判所出張所位置及び管轄区域が定められた。^②こうして、今市治安裁判所掛合出張所は、頓原出張所管轄地域を除く島根県飯石郡一円を管轄することになった。

明治二二（一八八九）年五月二〇日、勅令第六七号が出され、治安裁判所出張所裁判仮規程が定められた。^③第一条は、出張裁判

明治二十三年二月出張裁判ニ関スル令訓集（居石）

所が扱う事件を定めている。

第一条 治安裁判所出張所ニ於テ取扱フ民事事件ハ左ノ如シ

一 金銭其他換用物若クハ有価証券ノ一定シタル員額又ハ特定ノ物品ニ対スル請求

二 建物ノ全部若クハ一部ノ明渡又ハ修繕ノ請求

前二項ノ事件ハ原被告其管轄区域内ニ現在スルカ若クハ原被告共ニ出廷シテ審問裁判ヲ請フトキニ限ル

三 勸解

出張裁判所は民事事件を扱うが、そこで扱う事件は、第一に、一定金額内の金銭・「換用物」もしくは有価証券または特定物品の請求事件であり、第二に、建物の全部もしくは一部の明け渡しまたは修繕請求事件とされている。そうして、勸解が、第三にあげられている。

明治二二（一八八九）年一〇月一日、司法省告示第一〇号は、

二八一（二八一）

〔東京、横浜、浦和、前橋、水戸、甲府、長野、大阪、神戸、和歌山、大津、徳島、岡山、金沢、松山、佐賀、大分、宮崎、岐阜、安濃津、仙台、福島、山形、盛岡、秋田、広島、山口、松江各始審裁判所管内治安裁判所出張所裁判開廷場所管轄区域及ヒ期日左ノ通相定メ明治二十二年十一月ヨリ施行ス〕と告示した。これにより、松江始審裁判所管内では、治安裁判所出張所の裁判開廷場所・管轄区域及びその期日が定められた。松江始審裁判所管内治安裁判所出張所は、全国でも初期に設置されたことがわかる。今市治安裁判所には、太田出張所及び掛合出張所が設けられ、掛合出張所は、それまでの掛合・頓原両出張所管内一円を管轄区域とし、二月・六月・一〇月にそれぞれ二〇日間開廷することになった。⁵⁾その後、全国で治安裁判所出張所が順次整備されていく。⁶⁾

明治三三(一八九〇)年二月一〇日、法律第六号裁判所構成法が公布される(施行は同年二月一日)⁷⁾。同年八月一日には法律第六二号が公布され、全国の裁判所位置及び管轄区域表が改正された。これにより、松江地方裁判所管内に木次区裁判所が設置され、大原郡・仁多郡及び飯石郡(掛合出張所が置かれている)を管轄することになる。⁸⁾さらに、同年八月二一日には司法省令第四号が出され、区裁判所出張所管轄区域が改定された。⁹⁾その別冊によれば、飯石郡の内、三刀屋村・飯石村・一宮村・鍋山村は木次区裁判所管轄となり、木次区裁判所掛合出張所は、飯石郡の内、掛合村・須佐村・吉田村・田井村・中野村・松笠村・多根村・波

多村を管轄することになった。¹⁰⁾

ところで、出張裁判所の訴訟事務に関しては、様々な疑義が生じたと思われる。そのため、各地の裁判所から何が出され、それへの指令が出されていく。本稿で紹介する史料の中には、松江始審裁判所だけでなく、他の裁判所からの何と指令も存在している。これは、この時期、裁判所事務の統一化をはかるために、何・指令が他の裁判所にも伝えられたことの証左である。本史料は、近代日本裁判制度形成過程の一コマを記すとともに、裁判事務に携わっていた人々の営為を物語る史料である。

治安裁判所や区裁判所は全国各地に設けられたが、そこで裁判事務がどのように執り行われていたかについては、これまでほとんど明らかにされてこなかった。¹¹⁾裁判所で扱う事件の多くが比較的軽微なものであることを鑑みれば、治安裁判所やその出張所は、地域に暮らす人々に最も身近な裁判所として、近代的な法の世界と人々をつないでいたと評価できよう。出張裁判所の裁判事務が整備されていく様子の一端を明らかにする本史料は、この意味で貴重である。なお、松江地方裁判所雲南簡易裁判所には、出張裁判に関する簿冊が他にも保管されているが、それらの紹介は後日に譲りたい。

注

(1) 『官報』(内閣官報局)第一五六七号(明治二十二年九月二七日)、司

法省編『司法沿革誌』（法曹会、一九三九年）一〇七頁など参照。なお、本稿では、法令の引用・参照は、断りない限り『官報』（内閣官報局）による。

(2) 『官報』（内閣官報局）第二五九三号（明治二年一〇月一九日）、『官報』（内閣官報局）第二五九三号附録（明治二年一〇月一九日）、司法省編『司法沿革誌』（法曹会、一九三九年）一〇八頁など参照。

(3) 『官報』（内閣官報局）第一七六五号（明治二年五月二日）など参照。なお、同年五月一日には、出張裁判のための旅費等の等級が定められている。『司法沿革誌』（法曹会、一九三九年）一一〇頁等参照。

(4) 『官報』（内閣官報局）第一八八七号（明治三年一〇月二日）。なお、司法省編『司法沿革誌』（法曹会、一九三九年）一一一頁など参照。

(5) 『官報』（内閣官報局）第一八八七号（明治三年一〇月二日）など参照。

(6) 明治二二（一八八八）年一〇月一日には司法省告示第二二号が出され、新潟・千葉・静岡・京都・富山・福岡各始審裁判所管内の治安裁判所出張所の管轄区域及び開廷期日が、同月二四日には司法省告示第一三号により水戸始審裁判所管内治安裁判所出張所の開廷期日が定められた。さらに、同月三〇日には司法省告示第一四号が出され、「明治二十二年本省告示第十号中横浜始審裁判所管内横浜治安裁判所横須賀出張所、八王子治安裁判所青梅出張所裁判八当分

不開廷ノ処明治二十二年十一月ヨリ開廷」されることとなり、同日司法省告示第一五号により、宇都宮・長崎・熊本・鹿児島各始審裁判所管内治安裁判所出張所の裁判開廷場所・管轄区域及び期日が定められている。『官報』（内閣官報局）第一八九〇号（明治二年一〇月十五日）、『官報』（内閣官報局）第一八九七号（明治二年一〇月二四日）、『官報』（内閣官報局）第一九〇二号（明治三年一〇月三〇日）など参照。

(7) 『官報』（内閣官報局）第一九八二号（明治三年二月一〇日）、司法省編『司法沿革誌』（法曹会、一九三九年）一一四頁など参照。

(8) 『官報』（内閣官報局）号外（明治三年八月二日）、司法省編『司法沿革誌』（法曹会、一九三九年）一一七頁など参照。

なお、明治三三（一八九〇）年八月二五日には司法省令第三号が公布され、地方裁判所支部及びその管轄表が定められた。『官報』（内閣官報局）第二一三九号（明治三年八月二五日）、司法省編『司法沿革誌』（法曹会、一九三九年）一一八頁など参照。

(9) 『官報』（内閣官報局）第二二四四号（明治三年八月二日）、司法省編『司法沿革誌』（法曹会、一九三九年）一一八頁など参照。

(10) 『官報』（内閣官報局）第二二四四号附録（明治三年八月二日）、司法省編『司法沿革誌』（法曹会、一九三九年）一一八頁など参照。

(11) 区裁判所の権限は、明治三三（一八九〇）年二月一〇日法律第六号裁判所構成法によれば以下の通り。

第十四条 区裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁判権ヲ有

ス但シ反訴ニ関リテハ民事訴訟法ノ定ムル所ニ依ル

第一 一百円ヲ超過セサル金額又ハ価額百円ヲ超過セサル物

ニ関ル請求

第二 価額ニ拘ラス左ノ訴訟

(イ) 住家其ノ他ノ建物又ハ其ノ或ル部分ノ受取明渡使

用占拠若ハ修繕ニ関リ又ハ賃借人ノ家具若ハ所持

品ヲ賃貸人ノ差押ヘタルコトニ関リ賃貸人ト賃借

人トノ間ニ起リタル訴訟

(ロ) 不動産ノ経界ノミニ関ル訴訟

(ハ) 占有ノミニ関ル訴訟

(ニ) 雇主ト雇人トノ間ニ雇期限一年以下ノ契約ニ関リ

起リタル訴訟

(ホ) 左ニ掲ケタル事項ニ付旅人ト旅店若ハ飲食店ノ主

人トノ間ニ又ハ旅人ト水陸運送人トノ間ニ起リタ

ル訴訟

(一) 賄料又ハ宿料又ハ旅人ノ運送料又ハ之ニ伴フ手

荷物ノ運送料

(二) 旅店若ハ飲食店ノ主人又ハ運送人ニ旅人ヨリ保

護ノ為預ケタル手荷物金錢又ハ有価物

第十五条 区裁判所ハ非訴事件ニ付法律ニ定メタル範圍及方法

ニ從ヒ左ノ事務ヲ取扱フノ權ヲ有ス

第一 未成年者瘋癲者白癡者失踪者其ノ他法律若ハ判決ニ

因リ治産ノ禁ヲ受ケタル者ノ後見人若ハ管財人ヲ監督スル事

第二 不動産及船舶ニ関ル權利關係ヲ登記スル事

第三 商業登記及特許局ニ登録シタル特許意匠及商標ノ登

記ヲ為ス事

第十六条 区裁判所ハ刑事ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 違警罪

第二 本刑五十円以下ノ罰金ヲ附加シ若ハ附加セサル二月

以下ノ禁錮又ハ単二百円以下ノ罰金ニ該ル輕罪

第三 刑法第二編第一章ヲ除キ其ノ他ノ輕罪ニシテ本刑二

百円以下ノ罰金ヲ附加シ若ハ附加セサル二年以下ノ禁錮

又ハ単二百円以下ノ罰金ニ該リ其ノ情第二ニ掲ケタル

刑ヨリ更ニ重キ刑ニ処スルコトヲ要セスト認メ地方裁判

所若ハ其ノ支部ノ検事局ヨリ区裁判所ニ移付シタルモノ

前項ノ手續ニ因リ訴追ヲ為シ犯罪ノ証明アリタル場合ニ

於テ判決ヲ為ス前何時ニテモ其ノ情第二ニ掲ケタル刑ニ

テハ相当ニ罰スルコトヲ得スト認ムルトキハ区裁判所ハ

之ヲ裁判スル權限ヲ有セストノ言渡ヲ為ス此ノ場合ニ於

テハ檢事ハ被告人ヲシテ相当ノ裁判所ニ於テ裁判ヲ受ケ

シムル為適當ノ手續ヲ為ス

第十七条 前数条ニ掲ケタルモノヲ除ク外区裁判所ノ權限ハ此

ノ章ニ掲ケタル事件ニ関リ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依

ル

(12) 裁判所制度の整備については、多くの文献がある。まとまったものとしては、石井良助『明治文化史(新装版)』第二卷(法制)(原書房、一九八〇年)、染野義信『近代的転換における裁判制度』(勁草書房、一九八八年)、最高裁判所事務局『裁判所百年史』(大蔵省印刷局、一九九〇年)、萩屋昌志編著『日本の裁判所—司法行政の歴史的研究—』(晃洋書房、二〇〇四年)、林屋礼二『明治期民事裁判の近代化』(東北大学出版会、二〇〇六年)、蕪山 巖『司法官試補制度沿革—統明治前期の司法について』(慈学社出版、二〇〇七年)、新井 勉、蕪山 巖・小柳春一郎『ブリッジブック近代日本司法制度史』(信山社、二〇一一年)など参照。

(表紙)

明治二十三年二月

出張裁判ニ関スル令訓集

今市治安裁判所掛合出張所

明治二十三年二月出張裁判ニ関スル令訓集(居石)

【第五三号】

司法省文第二八五号

始 審 裁 判 所 長

治 安 裁 判 所 上 席 判 事

出張裁判ハ開廷ノ日数限アリテ通常ノ訴訟手続ニ依ルトキハ事務
 撈取ラサルニ付キ訴答ハ可成書面ヲ徴セス口頭ニテ為サシムルヲ
 便宜ナリトス故ニ訴状送達書若クハ呼出状ニ答書ハ差出スニ及ハ
 ス口頭ニテ答弁ヲ為シ得スヘキ旨ヲ附記スルコトヲ得但シ被告人
 答弁書ヲ差出シタルハ被告人ヲシテ書類ヲ送達セシムヘシ
 右訓令ス

明治二十二年五月二十二日

出張裁判之義ニ付伺

一出張裁判ハ開始前ニ起訴アリタル件ヲ審理判決シ開期中起訴セ
 シ件ハ後期ニ差回シ可然哉將タ其期ニ於テ審理判決シ得ル限り
 ハ取扱フヘキモノナルヤ

一出張裁判ニ限り民事訴訟ハ一応勸解ヲ経ルト否トハ人民之自由
 ニ任セ可然乎將タ必ラスシモ勸解ヲ要スヘキモノナルヤ

二八五(二八五)

一口頭ノ訴へ及ヒ答弁ハ成規ノ印紙徴収方法如何相心得可然哉
右至急何分ノ指示相成度此段相伺候也

明治二十二年五月二十七日

前橋始審裁判所長千谷敏徳

司法大臣伯爵山田顕義殿

乙号

前橋始審裁判所長千谷敏徳

本年五月廿七日庶第二五一号伺出張裁判ノ件ハ左ノ通心得可シ

第一項 開始前ニ起訴シタル件ハ勿論開期中ニ起訴セシ件ト雖モ

其期ニ於テ審理判決シ得ルモノハ之ヲ取扱フヘキモノトス

第二項 前段見込ノ通

第三項 口頭ノ訴及ヒ答弁等ノ訴訟用印紙貼用方ハ原告人又ハ被

告人ヨリ差出ス所ノ名刺ニ其住所氏名ノ外請求若クハ答弁等ノ名

称ヲ記シ之レニ成規ノ印紙ヲ貼用セシムヘキモノトス

明治二十二年六月七日

司法大臣伯爵山田顕義

(今市治安裁判所掛合出張所野紙)

本年六月八日付民第一〇号出張裁判ノ義ニ付請訓ノ件ハ左ノ通心得可シ

第一項 前段見込ノ通

但被告ノ承諾ヲ証明シテ訴出ルルハ格別ナリトス

第二項 訴訟用印紙ハ原告人又ハ被告人ヨリ差出ス名刺ニ住所氏

名ノ外請求若クハ答弁ノ名称ヲ記シ之ニ成規ノ印紙ヲ貼用セシ

ム又書面ヲ徴セストハ訴状答書ヲモ徴セサルモノトス

右内訓ス

明治二十二年六月二十四日

司法大臣伯爵山田顕義

(今市治安裁判所掛合出張所野紙)

民第一〇号

出張裁判ノ義ニ付請訓

一 本年勅令第六十七号第二条ニ前条ニ記載セル事件タリトモ急速
ノ取調ヲ要シ出張裁判開始ノ期ヲ待チ難キモノ又ハ云々従前ノ通
治安裁判所本庁ニ於テ取扱ハシムトアルニ依レハ第二条ニ掲グル
事件ヲ除キ其他ハ出張裁判開期中ハ勿論開始前ト雖モ本庁へ出訴
スルモノハ受理セサル義ト心得然ル可キヤ又出張裁判所ハ成規程
ナルヲ以テ従来ノ管轄ヲ変スルモノニ非ストシ開期ノ内外ヲ問ハ

松江始審裁判所長新井善教

ス原告ノ便宜ニ任セ本庁ニテ受理スルモ差支アラサルヤ
一 本年文第二八五号訓令中ニ訴答ハ書面ヲ徴セス口頭ニテ為サシ
ムルヲ便宜ナリトノ旨ニ依レハ訴状及答書ヲ徴セスシテ審理スヘ
キニ似タリ然ルモハ右ノ場合ニ於テハ毎論印紙ヲ用キルニ及ハサ
ルヤ或ハ原告ニハ金額物件等ヲ記載シタル被告ニハ通常ノ名刺ヲ
差出サシメ各其名刺若クハ陳述ノ調書ニ相当ノ印紙ヲ貼用セシム
ヘキヤ抑モ亦書面ヲ徴セストハ附属書類ヲ差出サシメサル謂ニシ
テ訴状ハ正式ニ從ヒ呈出セシムヘキモノナルヤ
右疑義ヲ生シ候ニ付請候間何分ノ訓示ヲ仰キ候也
明治二十二年六月八日

司法大臣伯爵山田顯義殿

松江始審裁判所長新井善教

(今市治安裁判所掛合出張所野紙)

司法省民第九〇二号

裁判所

地所建物船舶ニ関スル差押仮差押差留仮差留及ヒ地所建物ノ収益
差押ニ付キ命令書ヲ下付スルニハ左ノ手續ニ依ル可シ

第一条 命令書下付願書ニハ左ノ条件ヲ記載セシメ登記簿ノ謄本
ヲ添ヘ正副二通ヲ差出サシム可シ

明治二十三年二月出張裁判ニ関スル命令訓集(居石)

一 請求ノ金額

二 地所ハ郡区町村字番地地目反別坪数

三 建物ハ郡区町村字番地構造ノ種類建坪

四 船舶ハ定繋所其種類船名噸数馬力石数間数

五 所有者ノ住所氏名

六 年月日及ヒ裁判所ノ名

裁判所ニ於テ前項ノ願ヲ受ケ之ヲ相当ナリト見込ムハ直ニ命
令書ヲ下付スヘシ

第二条 若シ物件未タ登記簿ニ記載シアラサルヲ以テ登記簿謄本
ヲ附添スルヲ得サルモハ裁判所ハ取調中該物件ニ付他ノ登記ヲ
停止ス可キ旨ヲ管轄登記所ニ通知シ且ツ同時ニ其物件所在地ヲ
管轄スル区役所若クハ戸長役場ニ命令書下付願書ノ副本ヲ添ヘ
第一条ニ記載セル所有者其佗ノ諸項目ニ付キ取調方ヲ照会ス可
シ裁判所ニ於テ区役所若クハ戸長役場ノ回答ヲ得タルモハ速ニ
命令書ヲ願人ヘ下付シ且其旨ヲ曩ニ登記ヲ停止スヘキヲ通知
シタル登記所ニ通知ス可シ

第三条 命令書ニハ第一条ノ一、二、三、四、五、ニ掲載セル事
項ノ外左ノ条件ヲ記載スヘシ

一、権利者ノ住所氏名

二、該物件ニ付差押仮差押差留仮差留又ハ収益差押ヲ命スルヲ

三 管轄登記所ハ此ノ命令ニ依リテ登記ヲ為スヘキヲ

右訓令ス

二八七(二八七)

明治廿一年八月廿四日

司法大臣伯爵山田顕義

(今市治安裁判所掛合出張所野紙)

第一条

本年勅令第六十七号第二項二建物ノ全部若クハ一部ノ明渡又ハ修繕ノ請求前二項事件ハ原被告其管轄区域内ニ現在スルカ若クハ原被告共出廷シ審問ヲ請フキニ限ルト有之候然ルニ其管轄外ノ原告ニシテ管轄内ニ住居スル被告ニ係リ訴ヲ起ス時ハ被告ト共二出頭スヘキ旨ヲ説諭シ若シ肯シセザル時ハ本庁ニ出訴スヘキ旨ノ判決ヲ為シ可然哉

第二条

全第四条ニ出張裁判官ハ繁難ナリト認ムル事件ヲ治安裁判所本庁ニ移スノ命令ヲ為スヲ得ト之アリ然ラハ原被告共一応審理ヲ遂ケ究メテ事情繁難ナリト認ムル時ハ本庁ニ移シ審理ヲ為スノ命令ヲ為シ該事件ニ関スル書類アラハ封緘ヲ為シ報告書ヲ造リ該書類ハ原告ヲシテ本庁ニ送致セシメ可然哉

第三条

本年司法省民第一三七一号前橋始審裁判所長ノ請訓ニ対スル訓令ニ開始前二起訴シタル件ハ勿論開期中二起訴セシ件ト雖モ其期ニ於テ審理判決シ得ルモノハ之ヲ取扱フヘキモノトスト之アリ依之推考スルニ訴ヲ為スモノアラハ開庁前後ヲ問ハス受理スヘキモノ、如シ果シテ然ラハ何時ニテモ受理シ裁判官出張ノ上受否ヲ審查シ原被告ヲ呼出スノ都合ニ之アルヘキヤ

但本文ハ訴状アル訴ニ限り口頭ノ訴ヲ開庁中ニ限ル儀ニ候哉

第四条

司法省会檢甲第八〇四号

裁判所

治安裁判所出張所之一時預金ハ現金ニテ書記之ヲ保管シ其仕払返却及治安裁判所へ通送等ノ手續ハ出張判事之ヲ指揮シ滞在中結了セシムベシ

但治安裁判所へ通送スル金額ハ必ス納証又ハ戸長役場ノ送り書ニ添付シ又予約金及公売代金ノ運搬費ハ該金額内ヲ以テ支弁シ財産仮差押ノ保証金運搬費ハ別ニ預ケ人ヨリ支弁セシムヘシ

右訓令ス

明治廿二年十二月五日

司法大臣伯爵山田顕義

(今市治安裁判所掛合出張所野紙)

岩国治安裁判所出張裁判ノ儀ニ付稟議

本年司法省文第二八五号訓令ニ出張裁判ハ開廷ノ日教ヲ限りテ通常ノ訴訟手續ニ依ルハ事務撈取ラサルニ付訴答ハ可成書面ヲ徴セシ口頭ニテ為サシムルヲ便宜ナリトス故ニ訴状送達書若クハ呼出状ニ答書ハ差出スニ及ハス口頭ニテ答弁ヲ為シ得ヘキ旨ヲ附記スルヲ得但被告人答弁書ヲ差出シタルハ被告人ヲシテ送達セシムヘシト之アリ然ラハ訴人アルハ原告人ノ訴意ヲ聞キ書記ヲシテ其問答ヲ筆記シ受理スヘキモノト認ムルハ被告ハ対シ呼出状ヲ發シ可然哉

但右呼出状ハ定式ノ猶予ヲ与フルト与ヘサルトハ便宜取斗可然哉

第五条

金錢米穀貸借并ニ頼講崩シ等ニシテ事情差違殊ニ年数ヲ重ネタル事情ニ付テハ計算書ヲ徴スルモ差間無之哉

第六条

民事勸解其他ノ事件ニ付書類ヲ出ス場合ニ於テハ出張判事ノ宛ニテ差出サスヘキ哉

第七条

出張所ニ於テ使用スル勸解表裁判言渡并ニ謄本用紙呼出状等ノ如キハ総テ其本庁用紙ヲ以テ使用スヘキヤ果シテ然ラハ出張ノ都度受取携提スヘキヤ

第八条

出張所ニ於テ使用スヘキ硯墨筆朱等ハ本年閣令第四号ニ依リ出張

明治二十三年二月出張裁判二関スル令訓集(居石)

判事ノ自弁ハ勿論ナリト雖用紙ノ儀ハ本庁會計課ヨリ受取携帶スヘキ儀ニ候哉

第九条

裁判言渡等ニ押捺スル印章ハ出張所ノ印章ヲ押捺スヘキヤ

第十条

出張所ニ於テ為シタル民事裁判ノ控訴ハ明治十四年第八十三号布告第五条ニ依ルヘキ筋ニ之アルヤ

但其届ハ開庁中ハ出張所閉庁後ハ本庁ニ為スヘキ儀ニ候ヤ

第十一条

出張所ニ於テ取扱タル民事勸解等ノ書類ハ閉庁后本庁ニ持帰り本庁ニ於テ保存シ明治十八年司法省丁第二十一号達ニ依リ処分シ可然哉

第十二条

出張中ハ其出張所ノ詰員ヲ以テ処弁スル儀ニ有之候哉果シテ然ラハ書記一名ニシテ病氣引又ハ登記事務繁劇ニシテ事務揃キ兼ル時ハ其旨本庁ヲ經由シ始審裁判所ヘ申立何分ノ処分ヲ仰クヘキ筋ニ候哉

第十三条

事務繁難ニ付本庁ニ移シタル事件ハ受理ハ出張所ニアリト雖本庁ノ結了ニ係ルヲ以テ本庁ノ件数ニ操込可然哉

但閉庁期日結了セス本庁ニ持帰りタル事件ハ出張裁判所ノ結了事件ト為シ右事件ハ出張判事負担結了スヘキヤ

二二八九(二八九)

第十四条

出張裁判開始ノ達シ毎ニ其出張所ノ揭示場ニ揭示ヲ為スヘキモノニ候哉

第十五条

原被ヲシテ送達シタル書類ノ送達賃ハ敗訴者ノ弁償ハ勿論ナリト雖任其賃錢額ハ本庁ニ於テ定メタル使丁賃錢ノ額ニ準拠シ可然哉

第十六条

本年勅令第六十七号第五条ニ書類ハ原告人ヲシテ送達セシムヘシト之アリ然ラハ被告ノ不參ハ原告人ヲシテ呼出状ヲ送達セシメ原告人ノ不參ハ被告人ヲシテ送達セシムヘシト雖任原被共延期当日不參ノ節ハ如何取斗可然哉

第十七条

民事ニシテ一方不參ノ節ハ欠席裁判ヲ為スベシト雖任原被共不參ノ節ハ原告訴權ヲ抛棄セシモノト看認メ却下シ可然哉

第十八条

出張所ニ於テ為シタル身代限ニシテ揭示中閉庁ニ及ヒ其処分ハ本庁ニ於テ為スト雖任右ニ対スル追訴^{第三四}ハ失張所ニ為スヘキ筋ニ候哉但閉庁後ノ執行即チ抵当公売身代限財産公売ノ如キハ出張所ノ揭示場ニ揭示ヲ為スヘキ儀ニ候哉

第十九条

抵当公売并ニ身代限ニ付財産取調等ニ付村役場町村場ニ照会スル^(未^二役)郵便賃錢ノ如キハ出張所ノ費用ニ帰スヘキ哉

但其都度原被ヨリ取立ヘキヤ

第二十条

出張被命候ニ付テハ出張滞在日数予定モ被達候哉若シ達シナキ時ハ旅費等ハ日数見計内受取ノ都合ニ之アルヘキ哉

第二十一条

出張所ニ於テ取扱タル民事勸解ノ事件表ハ出張所ノ名義ヲ以調製進達スヘキヤ

第二十二条

原被ヲシテ書類送達スルニ際シ一方ノ者受取ル^レヲ肯シセス親屬又ハ雇人ニ書類ヲ渡ス^レヲ得サル場合ニ於テハ其地ノ町長村長ニ渡スノ手續ヲ為スヘキヤ

第二十三条

勸解事件金調延期其他ノ延期ヲ為ス場合ニ於テ右理由ヲ勸解表中^(マ)ノ記シ原被調印ヲ為サシメ延期書ニ代用スルモ妨ナキヤ

第二十四条

家屋明渡シ金錢米穀貸借請求ノ勸解ニシテ被告異儀ナク來ル幾日ニ明渡スベシ又ハ元利皆済スヘキ旨ノ延期ヲ為シ延期当日無届不參スル時ハ其示談書ヲ有効ノモノト為シ受理執行セシムルモ妨ナキヤ

但右場合ニ於テ本訴ヲ提起セシムベキヤ

第二十五条

上席判事出張中遺留財産処分願出ル者アル時ハ明治二十一年訓令

第十七号ニ依リ取計可然哉

第二十六條

上席判事ノ出張中ハ其出張所ノ登記事務モ取扱フ儀ニ可有之哉

第二十七條

出張所ニ於テ遅不參ノ為メ科料罰金ノ言渡ヲ為シタル時ハ其都度

本庁檢事ニ報告スヘキ哉

第二十八條

出張所ニ於テ口頭ヲ以テ訴答ヲ為スコトヲ得ルト雖モ印紙貼用便利ノ為メ極簡易ナル請求書等ノ雛形ヲ製シ人民控所ニ揭示スルモ差
間無之哉

第二十九條

出張所開始中本庁ニ於テ与ヘタル裁判ニシテ出張所所轄ノ被執行者ニ對シ裁判ノ執行ヲ求ムル者アル時ハ受理取扱フモ差間無之哉

第三十條

出張所閉庁后取扱タル事件ノ已決未決表ヲ製シ出張中結了シタル分
ヲ既決トナシ事務ノ状況ト共ニ其都度始審裁判所長ヘ出張ノ判事
未決トナシ本庁ニ持歸リタルヲ
ヨリ報告スヘキヤ

右各条ニ對シ何分ノ指示相成度候也

岩国治安裁判所

明治二十二年八月四日

治安裁判所判事益子正道

山口始審裁判所長古莊一雄殿

明治二十三年二月出張裁判ニ関スル令訓集(居石)

〔采〕右稟議ニ對スル回答見込案ヲ附シ山口始審裁判所長ヨリ司法大臣ニ請訓セシニ別紙ノ通り内訓アリタリ
(今市治安裁判所掛合出張所野紙)

〔采〕別紙〕
司法省民第二二四五号〕

山口始審裁判所長古莊一雄

本年八月十二日付庶甲第一六号出張裁判執行上ニ係ル請訓甲書面ニ對シ左ノ通心得可シ

第一条 見込ノ通り

但其事件開期中ニ結了スヘキ見込アルトキハ呼出状ヲ原告人ニ

下付シ被告ニ送達セシムルコトヲ得

第二条 見込ノ通り

第三条 采開庁后ト雖モ次期ノ審判ヲ望ムモノニ付テハ受理シ置ク

可シ

但開期前ト雖モ口頭ノ訴アルトキハ書記之ヲ録取シ原告人ト共

ニ署名捺印シ裁判官ノ出張アルヲ待テ対手人ノ答弁ヲ為サシム

ルモノトス

第四条 但書見込ノ通り

第五条 見込ノ通り

第六条 見込ノ通り

但治安裁判所出張所宛ニテ差出スモ妨ナシ

第七条 第八条 本庁又ハ出張所ノ用紙ヲ用ユルモ差支ナシ

第九条 以下十三条迄但書共見込ノ通

第十四条 揭示場之アルニ於テハ見込ノ通揭示場之ナキトキハ明

治五年第百八十七号公布身代限規則末項但書ニ準スヘ

シ

第十五条 見込ノ通

第十六条 原被告共期日不参シ何等申出サルトキハ其訴訟ヲ却下

ス可シ

第十七条 見込ノ通

但審理終結シタル場合ニ於テ通常欠席裁判ノ手續ヲナシアルニ

於テハ欠席裁判ヲ為シ其言渡書ノ謄本ハ本庁ニ移シ通常手續ニ

依リ送達スベシ

第十八条 閉庁后ハ本庁ニ出訴スヘキモノトス

依テ其旨ヲ身代限揭示書ニ付記ス可シ

但閉庁后ハ別段出張所ニ揭示ヲ要セス

第十九条 但書見込ノ通

第二十条 出張裁判開廷ノ期日ハ追テ告示ニ及フ可シ

第二十一条 追テ何分ノ告示ニ及フ可シ

第二十二条 欠席裁判言渡書ノ謄本ハ本庁ニ移シ通常ノ欠席裁判

手續ニ依リ之ヲ取扱ヒ其他ノ場合ニ於テハ事情繁難

ナルモノト見做シ其事件ヲ本庁ニ移ス可シ

第二十三条 見込ノ通

第二十四条 但書見込ノ通

第二十五条 本規程ニ定メタル事件ノ外ハ取扱フ限りニアラス

第二十六条 閉期中ト雖モ登記事務ニ付テハ平常ノ通其出張所ノ

書記ニ取扱ハシム可シ

第二十七条 見込ノ通

第二十八条 訴訟用印紙貼用方ハ原告人又ハ被告人ヨリ差出ス処

ノ名刺ニ其住所氏名ノ外請求若クハ答弁等ノ名称ヲ

記シ之ニ成規ノ印紙ヲ貼用セシムベキモノナルヲ以

別ニ雛形ヲ製シ揭示ヲ要セス

第二十九条 第二十五条ニ同シ

第三十条 始審裁判所長ニ報告スベシ

右内訓ス

明治二十二年十月八日

司法大臣伯爵山田頭義

(今市治安裁判所掛合出張所罨紙)